

特殊法人等の役員に関する基準

総数制限

- ・ 全特殊法人の常勤役員のうち、国家公務員出身者は半数以内。(昭 54 . 12 . 18 閣議了解等)

年齢制限

- ・ 常勤役員は原則 65 歳まで (総裁等は 70 歳まで可)。(昭 52 . 12 . 23 閣議決定)

在任期間

- ・ 常勤役員は原則 6 年 (総裁等は 8 年まで可)。(昭 52 . 12 . 23 閣議決定)

転任 (わたり)

- ・ 真にやむを得ない場合のみ 1 回に限る。(平 9 . 12 . 26 閣議決定)

直接就任制限

- ・ 公務員から直接役員に就任する場合は、14 日の空白期間が必要。

内閣によるチェック

- ・ 特殊法人の長については、閣議人事検討会議、閣議口頭了解が必要。
- ・ 特殊法人の常勤役員については内閣官房協議の対象。(昭 52 . 12 . 23 閣議決定等)